(17)和田山ジュピターホール

改正前

和田山ジュピターホール

施設 の名	使用時間及び基本使用料						
<u>称</u>	<u>午前</u>	<u>午後</u>	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	<u>全日</u>	使用時 間を延
		午後 1 時~午				午前 9 時~午	長した 場合の 1 時間
	<u>午</u>					後10時	当たりの使用料
ホール		20,000円					5,000円
リハ	<u>18,000円</u> <u>3,000円</u>		<u>24,000円</u> <u>4,000円</u>		48,000円 8,000円	66,000円 11,000円	
・ ーサ ル室				<u>.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</u>			
(小 ホー	3,600円	4,800円	4,800円	8,400円	9,600円	<u>13, 200円</u>	1,200円
ル) 楽屋	<u>450円</u>	600円	600円	1,050円	<u>1,200円</u>	1,650円	<u>150</u> 円
П !							
楽屋 Ⅲ	600円	800円	800円	1,400円	1,600円	2,200円	200円
会議室	900円	1,200円	<u>1,200円</u>	2,100円	2,400円	3,300円	<u>300円</u>
研修 室	1,200円	1,600円	1,600円	2,800円	3,200円	<u>4,400円</u>	<u>400円</u>
和室	900円	1,200円	1,200円	2,100円	2,400円	3,300円	300円
ホワ イエ	3,000円	4,000円	4,000円	7,000円	8,000円	11,000円	1,000円

付記

-1 曜日等による使用料

使用料の上段の額は、月曜日から金曜日までの使用料とし、下段の額は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の使用料とする。

2 使用料の加算

(1) ホール及びリハーサル室の使用者が、入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合又は営利、営業、宣伝等の目的を有する場合の使用料は、基本使用料に次の区分に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、市長の認める社会福祉の増進に資することを目的とした団体及び組織的な教育活動を行う団体等が使用する場合は、この限りでない。

使用する物口は、この取りてない。	
入場料等	加算率
入場料の額(入場料等の金額が2種類以上ある	20%
ときは、その最高額を入場料の額とする。以	
下同じ。)が 1,500 円未満の場合	
入場料の額が、1,500円以上の場合	50%
入場料の有無にかかわらず、営利、営業、宣	100%
伝等の目的を有する場合	

(2) 会議室、研修室、和室又はホワイエの使用者が、入場料を徴収する場合は、基本使用料に

改正後

施設		<u>午前</u> (9時	<u>午後</u> (13時	<u>夜間</u> (18時	<u>午前・</u> 午後	午後・ 夜間	<u>1日</u> (9時	延長利用 をした場 合の1時
		<u>~12</u> 時)	<u>~17</u> 時)	~ <u>22</u> 時)	(9時 ~17	(13時 ~22	~ <u>22</u> 時)	間当たり の使用料
	. 1	00 500	20.000	00 000III	時)	<u>時)</u>	00 500	7 FM
	ホ ー		36,000円	30,000円	_	72,000円	99,000円	
	ル							
	リハ	<u>4,500円</u>	6,000円	6,000円	10,500円	12,000円	16,500円	1,500円
	一サ							
	ル室(小	5,400円	7,200円	7,200円	12,600円	14,400円	19,800円	1,800円
	ホー							
和田田	ル)							
一貫	楽屋	650円	900円	900円	1,550円	1,800円	2,450円	200円
フ コ	Ι.							
山ジュピターホ	П							
一十	楽屋	900円	1,200円	1,200円	2,100円	2,400円	3,300円	300円
ルル	Ш							
1	会議	1,350円	1,800円	1,800円	3,150円	3,600円	<u>4,950円</u>	<u>450円</u>
	室							
	研修	1,800円	2,400円	2,400円	4,200円	4,800円	6,600円	600円
	室							
	和室	1,350円	1,800円	1,800円	3,150円	3,600円	4,950円	450円
	ホワ	4,500円	6,000円	6,000円	10,500円	12,000円	16,500円	1,500円
	イエ							

備考

1 曜日等による使用料

使用料の上段の額は、月曜日から金曜日までの使用料とし、下段の額は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の使用料とする。

2 使用料の加算

(1) ホール及びリハーサル室の利用者が、入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合又は営利、営業、宣伝等の目的を有する場合の使用料は、使用料に次の区分に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、市長の認める社会福祉の増進に資することを目的とした団体及び組織的な教育活動を行う団体等が利用する場合は、この限りでない。

入場料等	加算率
入場料の額(入場料等の金額が2種類以上ある	
ときは、その最高額を入場料の額とする。以下	
同じ。)が1,500円未満の場合	
入場料の額が、1,500円以上の場合	50%
入場料の有無にかかわらず、営利、営業、宣伝	100%
等の目的を有する場合	

- (2) 会議室、研修室、和室又はホワイエの利用者が、入場料を徴収する場合は、<u>使用料</u>に50%を乗じて得た額を加算した額とするが、営利、営業、宣伝等の目的を有する場合は、<u>使用料</u>に100%を乗じて得た額を加算した額とする。
- (3) 冷暖房設備を使用するときは、<u>使用料</u>に30%

50%を乗じて得た額を加算した額とするが、営利、営業、宣伝等の目的を有する場合は、<u>基本</u>使用料に100%を乗じて得た額を加算した額とする。

(3) 冷暖房を使用するときは、<u>基本使用料</u>に30%を乗じて得た額を加算した額とする。

3 使用料の減額

ホール、リハーサル室及びホワイエを準備、練習又は楽屋等に使用する場合は、<u>基本使用料</u>に50%を乗じて得た額とする。ただし、営利、営業、宣伝等の目的を有する場合の準備又は練習に使用する場合を除く。

4 延長使用の定義及び使用料

- (1) 延長使用とは、午前及び午後の前後1時間の 範囲並びに夜間の前1時間の範囲及び夜間の午 後10時以後に延長して使用することをいう。
- (2) 延長使用時の使用料は、表中「使用時間を延長した場合の1時間当たりの使用料」に掲げるとおりとする。ただし、延長した時間が30分以上60分未満の場合は1時間の延長使用とみなし、延長した時間が30分未満の場合はそれを切り捨て延長使用とはみなさない。

を乗じて得た額を加算した額とする。

3 使用料の減額

ホール、リハーサル室及びホワイエを準備、練習又は楽屋等に利用する場合は、<u>使用料</u>に50%を乗じて得た額とする。ただし、営利、営業、宣伝等の目的を有する場合の準備又は練習に利用する場合を除く。

4 延長利用の定義及び使用料

- (1) 「延長利用」とは、午前及び午後の前後1時間の範囲並びに夜間の前1時間の範囲及び夜間の午後10時以後に延長して利用することをいう。
- (2) 延長利用時の使用料は、表中「利用時間を延長した場合の1時間当たりの使用料」に掲げるとおりとする。ただし、延長した時間が30分以上60分未満の場合は1時間の延長利用とみなし、延長した時間が30分未満の場合はそれを切り捨て、延長利用とはみなさない。

お問い合わせ先:芸術文化課 079-672-6114